

令和2年第4回大仙市議会定例会会議録第3号

令和2年12月8日（火曜日）

議事日程第3号

令和2年12月8日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議長報告
- ・ 条例案に対する教育委員会の意見について
 - ・ 例月現金出納検査結果
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第210号 大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 4 議案第211号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 5 議案第212号 大仙市督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 6 議案第213号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 7 議案第214号 大曲市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第215号 大仙市営大曲キャンプ場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 9 議案第216号 大仙市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第10 議案第217号 字の区域の変更について（質疑・委員会付託）
- 第11 議案第218号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について（質疑・委員会付託）
- 第12 議案第219号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について（質疑・委員会付託）

- 第 1 3 議案第 2 2 0 号 大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 2 2 1 号 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 2 2 2 号 協和温泉（四季の湯）の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 2 2 3 号 大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 2 2 4 号 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の
指定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 2 2 5 号 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定
について (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 2 2 6 号 大仙市総合公園テニスコート等の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 2 2 7 号 協和スキー場等の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 2 2 8 号 太田新興緑地広場等の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 2 2 9 号 秋田県県南地区広域汚泥資源化施設の建設及び維持管理等の
事務委託に関する協議について (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 2 3 0 号 令和 2 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 5 号）
(質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 2 3 1 号 令和 2 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）
(質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 2 3 2 号 令和 2 年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
(質疑・委員会付託)
- 第 2 6 請願第 1 7 号 大曲金谷町の水害対策に関する請願書 (委員会付託)
- 第 2 7 陳情第 4 4 号 安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守る
ため、国に意見書提出を求める陳情 (委員会付託)

- 第28 陳情第 45号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情 (委員会付託)
- 第29 陳情第 47号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情 (委員会付託)
- 第30 陳情第 48号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書 (委員会付託)
-

出席議員 (26人)

1番 古谷武美	2番	3番 三浦常男
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 石塚 柏	8番 富岡喜芳	9番 本間輝男
10番 藤田和久	11番 佐藤文子	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 後藤 健	15番 佐藤育男
16番	17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄
19番 高橋徳久	20番 橋本五郎	21番 渡邊秀俊
22番 佐藤清吉	23番 高橋幸晴	24番 大山利吉
25番 鎌田 正	26番 高橋敏英	27番 橋村 誠
28番 金谷道男		

欠席議員 (0人)

遅刻議員 (0人)

早退議員 (0人)

説明のため出席した者

市 長 老松博行	副 市 長 佐藤芳彦
副 市 長 西山光博	教 育 長 吉川正一

代表監査委員	武田哲也	上下水道事業者 管理	今野功成
総務部長	舩谷祐幸	企画部長	福原勝人
市民部長	和田義基	健康福祉部長	加藤実
農林部長	福田浩	経済産業部長	高橋正人
建設部長	古屋利彦	災害復旧事務所長	進藤孝雄
病院事務長	今久	教育指導部長	栗谷川学
生涯学習部長	藤嶋勝広	総務部次長兼 総務課長	佐々木隆幸

議会事務局職員出席者

局長	齋藤博美	参事	齋藤孝文
参事	富樫康隆	副主幹	佐藤和人
主任	藤澤正信		

午前10時00分 開 議

○議長（金谷道男） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（金谷道男） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（金谷道男） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

去る11月26日に開催された本会議において、市長より提出された議案第216号、大仙市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてに関しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、同日、市教育委員会に意見を求め、12月1日付で回答が提出されましたので、別添お手元に配付のとおり報告いたします。

また、例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、別添お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（金谷道男） 日程第2、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。

5 番 挽野利恵さん。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（金谷道男） 挽野利恵さん。

【5 番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1 番の項目について質問を許します。

○5 番（挽野利恵） おはようございます。公明党の挽野利恵でございます。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

9 月の臨時国会において本県出身の菅前内閣官房長官が第 99 代の総理大臣に就任されました。秋田県民としてとてもうれしく思っております。そして、国民のために働く内閣と銘打った実務型の内閣を発足させ、コロナ禍の日本をけん引すべく日夜奮闘されております。今後のご活躍をお祈りするとともに、地方の活性化にも積極的に取り組んでいただきたいと願うものであります。

また、昨日、佐藤育男議員、佐藤隆盛議員の質問に答える形で来年 4 月に予定されている市長選挙において、再選を目指して立候補するとの表明をされた老松市長のご決断に心からの敬意を表するとともに、議員として、また、一介の市民として、再び市政を担っていただくことを切望するものであります。

私が改めて申し上げるまでもなく、1 期目の老松市政は、誠心誠意の政治信条の下、公約に掲げた政策を市民目線で着実に実行してきたと感じております。私が特に素晴らしいと評価しているのが子育て支援と教育の充実に力を注いでいただいたことであります。今や子育てに関するあらゆる数値が県内トップクラスに位置しておりますし、市内小・中学校の学習環境の整備も前倒しで事業化していただくなど、目を見張る成果を挙げられていると思います。続投の暁には、是非次の 4 年間で、さらなる充実が図られますようご期待を申し上げます。

さて、今回の一般質問では、感染拡大が続く中、未体験ゾーンである冬季を迎える新型コロナウイルス感染症に関する事項二つと、市営住宅に関する事項一つの 3 項目について質問させていただきますので、市長をはじめとする当局の皆様におかれましては、ご答弁方よろしくお願いいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

いまだ衰えを知らず拡大が続く新型コロナウイルス感染症ですが、その対策の基本は、何と言っても換気にあると思います。

ダイキン工業株式会社では、2002年から継続して「現代人の空気感調査」を全国の20代から60代の男女千人を対象に実施しておりますが、先日、2020年の調査結果が発表されております。それを見ますと、新型コロナウイルスの影響からか、以前よりも室内の空気を心配に感じる人の割合が大きく増えたそうです。最近までは、窓を開けて換気をするのが当たり前の気温の日々でありましたが、窓を開けると寒風が肌を刺す冬がすぐそこまで来ており、寒さ対策の工夫をしつつ、どのように短時間で効率よく換気するかが悩みどころとなります。

現在、市の公共施設においては、ソーシャルディスタンスを確保するための人員の制限や、ドアや窓を開けての利用に努めておられるようであります。しかしながら、冬になると氷点下や暴風雪など、窓を開けるのが困難な日々が相当数にあるのではと思われるます。

そこで一つ目の質問ですが、冬期間において、換気のためにどのような対策・取り組みを行おうとしているのか、その内容についてお示しいただきたいと思っております。

文部科学省は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」において、幼稚園や小・中・高等学校におけるガイドラインを示しております。この中で『換気は、気候上可能な限り常時、困難な時は小まめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにとし、授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談する』としております。

そこで二つ目の質問ですが、大仙市内の保育園、幼稚園、小・中学校における換気は、どのように行うのか、お伺いたします。

秋田県内においても徐々に感染者が増えており、先月も大仙保健所管内で感染者が確認され、コロナは身近なところまで来ていることを実感せざるを得ません。無症状で感染が分からないまま普通に生活している方も一定数いることから、誰でも感染する可能性があるにもかかわらず、感染者がまるで悪者であるかのような差別的な行動をする人も相当数おります。私事で恐縮ですが、息子が3月に帰省した際、2週間、家に入れずに隔離いたしました。そのとき息子が私に言った言葉が忘れられません。「僕をばい菌みたいに扱わないで」と言ったのです。当時、新型コロナウイルス感染症は「未知の感染症で怖いもの」という固定的な概念がありましたので、今思えば私の対応は息子を傷

つけるものであったのかも知れません。感染症対策として隔離した息子でも心に傷を負うのですから、実際に感染された方はどのようなお気持ちになるのでしょうか。

当市においては、様々な伝達手段で市民に対し、「感染者や濃厚接触者及び医療従事者などへの^{ひぼう}誹謗中傷は、人権侵害に当たる」と強く訴えております。

そこで三つ目の質問ですが、児童・生徒、またはその家族等が感染した場合、小・中学校において休校等の対応、そして子どもたちの心身のケア体制はどのようにされるのか、お聞かせ願えればと思います。

以上でございます。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。はじめに老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の一つ目の発言通告であります新型コロナウイルス感染症対策のうち、質問要旨の1番目の質問につきましては総務部長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（金谷道男） 舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 挽野利恵議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。市では、これまでも感染防止対策として、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」のいわゆる「3密」を避けるよう強く呼び掛けをしており、市の公共施設や主催行事におきましても、マスクの着用や手指消毒液の設置などの基本的な感染防止対策のほか、定期的な換気やソーシャルディスタンスの確保、また、入場者の確認など「新しい生活様式」に沿った対策を講じてまいりました。

議員ご指摘のとおり、これからの季節は、天候や気温の影響によりまして、窓を開けて空気を入れ替えることが不十分になることも危惧されますけれども、国では、寒い季節でも窓を開けての換気が重要であると示しております。

市の施設におきましても、冬期間は、窓を少しだけ開けて連続的に換気を行う「常時換気」や、廊下やホールなどを經由して空気を入れ替える、いわゆる「2段階換気」などの国で推奨する室温への影響が最小限の方法で換気を行うこととしており、密集・密接を避けるなどの対策も併せて実施し、しっかりと感染防止に努めております。また、施設をご利用いただく市民の皆様にも、感染拡大防止対策について、引き続きご理解とご協力をお願いしてまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 次に、吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 挽野利恵議員の一つ目の発言通告の新型コロナウイルス感染症対策のうち、質問要旨の2番目及び3番目の質問につきましては、教育指導部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（金谷道男） 栗谷川教育指導部長。

○教育指導部長（栗谷川学） 次に、各保育施設及び小中学校の換気につきましては、文部科学省及び厚生労働省から出された「学校における新型コロナウイルス感染症に対する衛生管理マニュアル」等の通知に従って対応しております。具体的には、可能であれば常時換気を心掛け、困難な場合は30分に1回以上、数分間窓を全開にし、換気をする場合は、2方向の窓を同時に開けながら空気の流れを作るようにしております。

さらに、各保育施設においては、空気の乾燥を防ぐための加湿器や空気清浄機を稼働させながら室内感染の防止に努めていると伺っております。

また、今年度から小学校にもエアコンが入りましたが、エアコン稼働中も窓を少し開けたり、休み時間に窓を全開したりするなどして、室内の空気と外気の入れ替えを行いました。

これから、インフルエンザの流行も心配されますが、各園、学校とも適切な換気も含めた感染防止に努めてまいります。

次に、感染者が出た場合の小・中学校の対応につきましては、文部科学省から出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に従い、市内小・中学校の現状を踏まえて対応することを校長会等で通知しております。

その中で、児童・生徒及び教員等の学校関係者が感染した場合には、保健所と相談の上、臨時休校の可否を判断することとしております。休校措置を取る場合は、感染者が出た学校を基本としますが、濃厚接触者の状況により、当該校がある中学校区の学校あるいは市内全小・中学校とすることもあります。休校の期間につきましては、保健所や学校医の助言を踏まえて判断いたします。なお、感染者の出欠については保健所の指導をもとに、出校しない期間は出席停止としております。また、休校期間中の早い段階で校内で感染者が利用した箇所の消毒作業を行うこととしております。

子どもたちの心身のケアにつきましては、感染した児童・生徒に限らず、各学校の担任等と養護教諭が連携して一人一人の児童生徒をきめ細かく観察し、児童生徒に適した

対応を図るとともに、状況によりスクールカウンセラーによる相談を実施し、心の安定に努めております。

また、学校においては、感染症に関する風評等による偏見や差別が生じることのないよう子どもたちに指導するとともに、保護者には臆測や心無いうわさによる情報の発信や拡散などの言動は慎むようご理解とご協力をお願いしているところであります。

今後も引き続き、教育委員会と学校が連携して感染の防止及び感染時の迅速な対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 挽野利恵さん。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。施設における利用者様には、市民の方には、本当に、市ではこうしていますというふうな姿勢ではあるんですけども、やっぱり寒くて開けるのちょっとちゅうちょしたりなんていう、そんなすごい天気のときもあると思うんですが、きちっと換気していただくよう、さらに周知に努めていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

学校における子どもたちの心身のケア体制のことに关しましては、その周知していただいているようではありますが、例えば道徳などの時間で子どもたちに、そういう何ていうんですか、ただこう紙を見たとかと、文科省でY o u t u b eで動画なんて作って子ども用にあるんですけども、そういうのを見るだけでなく、本当に授業の中で、コロナだけでなく、そういう差別や偏見がないようなそういうふうな、授業の中にそういうのを取り込むご予定などはないのでしょうか。このことについて再質問いたします。

○議長（金谷道男） はじめに、舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

やっぱり議員おっしゃるとおり、この換気というのは、この新型コロナウイルス感染症予防に対してすごく重要であるということ、これ我々職員もですけども、やっぱり市民の皆様からも、やっぱりしっかりと理解していただくことが非常に重要だと思います。

各施設におきましては、やっぱりその構造とかで換気の方法というのが違ってくるとは思いますけども、その換気、こういうのやっていますよというところをポスター掲示したりそういうのを通じてですね、市民の皆様にも周知をしてまいりたいと思います。よろ

しくお願いいたします。

○議長（金谷道男） 次に、栗谷川教育指導部長。

○教育指導部長（栗谷川学） 挽野利恵議員の再質問にお答えいたします。

この偏見等に係るそういった差別をしないということに関しては、当然このコロナに関することは各学校で行っておりますが、議員ご指摘のとおり道徳でも取り扱うことは十分可能であります。道徳の価値項目の中に人権についてということで取り上げるということになっておりますので、その人権については、このコロナ以外の取り上げ方もあるかと思えますけれども、この状況下ではコロナを例にして授業の中で取り上げるということは十分考えられることですので、各校でもそういった取り組みが行われているものと認識しております。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、買い物困難者への支援策として、買い物代行についてお伺いいたします。

冬期間は、インフルエンザなどの感染症の流行があり、高齢者、障がい者、妊産婦、基礎疾患のある方などは、人ごみに出るのが怖いとよくおっしゃいます。今年の冬は、さらに新型コロナウイルスの感染を恐れて外出を控える方が増加し、生活に必要な食料品や日用品の購入が難しくなるケースが増える可能性が指摘されております。

さて、農林水産省では、次の三つの条件に当てはまる高齢者を「買い物困難者」と定義しています。一つ目は、自宅から食料品が買える店まで500メートル以上ある、二つ目は、自動車を使用することが困難である、三つ目は、65歳以上である。大仙市においては、自宅から食料品が買える店まで500メートル以上ある方が多く、近年の高齢者の免許返納増加も相まって、買い物困難者がどんどん増えていく傾向にあると思われます。

当市においては、買い物困難者の多い地域における対策を様々打ち出しておりますし、民間業者においても配達料金を企業努力で最低限に抑えながら買い物代行サービスを行うなどしております。さらに、大仙市社会福祉協議会においては、買い物の支援を行っており、その対象者は、自立から要支援2までの方で、かつ単身高齢者、日中のみ単身になる方も含まれます。障がいを持つ単身者、これも日中のみ単身になる方も含まれま

す、となっており、利用料は1時間当たり200円です。これらに当てはまらない市民は、民間業者の買い物代行宅配サービスを利用することになるのですが、あちこちの店のものを注文すると配達料が掛かり増しになったり、そもそも配達を行わない小さなお店もたくさんあります。

全国に目を向けると、東京青梅市では、買い物困難者のために新型コロナウイルス感染予防対策の一環として、現在、食料品や日用品の買い物を1回300円で代行するサービスを実施しております。この買い物代行サービスは、青梅市内在住の75歳以上のみの高齢者世帯と、身体障害者手帳2級以上などの基準を満たす障がい者のいる世帯、妊娠中か今年出産した人がいる世帯が対象で、市が委託した事業者に前日まで電話やファクスで申し込み、1回につき1万円以内、購入先を市内3カ所まで依頼できるサービスとなっているそうです。例えば、お米屋さんからは米を、ドラッグストアからはおむつや消耗品を、スーパーや八百屋さんからは食料品などをといった具合に組み合わせて買い物代行をお願いできる仕組みです。

そこでお伺いいたしますが、冬期間の感染拡大防止対策として、感染症にかかった場合、重篤になりやすい高齢者や障がい者、また、感染を防ぎたい妊産婦の買い物を支援するために、買い物代行を展開できないでしょうか。ご所見を賜りたいと存じます。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります買い物代行に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（金谷道男） 加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 質問の、買い物代行についてお答え申し上げます。

大仙市における買い物代行の現状であります。公的支援において高齢者に対しましては、一部支援が必要な方及び介護が必要な方に、介護保険制度における総合事業の訪問型サービスAや訪問介護サービスで対応しており、障がい者におかれましては、障がい福祉サービスの介護給付によるホームヘルパーを利用されております。

妊産婦に対する買い物代行業は実施しておりませんが、児童手当等の上乗せ給付や出産祝い金、タクシー助成券などの支援を実施しており、ネット販売や民間の買い物代行サービスなどを利用される場合の負担軽減につながっているものと捉えております。

民間事業者における市内スーパーやコンビニエンスストアの買い物代行サービスの利用実績につきましては確認できませんが、大仙市社会福祉協議会での買い物支援につき

ましては、利用者は月に10件ほど伺っております。

また、介護保険事務所が今年度、750人を対象に実施した高齢者のニーズ調査の中で、「近所や地域でしてほしいこと」の問いに「買い物」と回答した方の割合は3.8パーセントとなっております。このことから、高齢者の多くは買い物支援が必要な場合には、家族や親戚、その他近隣住民など、何らかの方法で支援を受けているものと推測されます。

市といたしましては、今後、一部支援が必要な高齢者等につきましては、既存のサービスである「訪問型サービスA」などで対応しながら、「訪問型サービスB」による買い物代行を令和3年度以降の高齢者プランに盛り込むこととしております。このサービスは、住民ボランティアや住民主体の自主活動として生活支援等を行い、高齢者のほかに障がい者や妊産婦などへの対応が可能となる介護保険制度の事業であります。

これらのことから、今冬の買い物代行の実施につきましては、県内の新型コロナウイルス感染状況を注視し、既存のサービスを中心に予防対策を講じながら、支援を求める方が必要に応じたサービスが利用できるようなつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 次に、3番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 最後に、今後の市営住宅の改修等に関わる方向性について伺いたします。

本市においては、平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」が策定されております。その中で市営住宅については21施設あり、管理している住宅の半数以上が築20年以上経過、そしてその中で30年以上経過しているのが9施設となっております。改修費用も年々増加傾向にあることから、人口減少による入居者数の動向を見ながら更新規模を検討、計画的な改修を実施し、耐用年数までは長寿命化対策を講ずるほか、改修費用の増大や入居者数の減少等が見込まれる施設については、用途廃止を検討し、新たに住宅を整備する必要がある場合は、民間アパート等を仮想市営住宅として官民協働の住宅供給を推進すると書かれてあります。民間アパート等を仮想市営住宅とし、現時点の市営住宅の延べ床面積を半分近く縮減するという考え方は理にかなっていると思いませんし、素晴らしい計画であると思えます。

さて、本市の市営住宅について、面白い表現をお聞きしました。「ツートップ」という言葉で、大曲地域にある「大花都市再生住宅」と「笑の口住宅」を差しているそうであり、この二つの市営住宅はとても人気があり、「三度応募してようやく入れた」という方もおり、狙っている市民も多いと聞いております。反対に人気がない市営住宅があるのも事実で、理由としては、「交通の便が悪い」「近くに買い物できる店がない」などの声のほかに「エレベーターがないから魅力がない」というお話を複数お聞きしました。以前、私の知り合いで市営住宅に入居を希望されていた方は、高齢のご両親と障がいのある成人のお子様という家族構成で「階段の昇降は年々つらくなるだろうからエレベーターのある笑の口住宅に入りたい」とおっしゃっていましたが、なかなか空きがなく、現在も民間の賃貸住宅に住んでおります。

市営住宅がつかないのすみかになる市民も少なくありません。現在、住んでおられる高齢の方は、バリアフリー化されていない住宅で不便な生活を余儀なくされております。足腰が弱って外に出るのがおっくうになると、ますます足腰が弱ってしまいます。介護サービスを受ける際の階段の昇降は、介護者にとっても大変な仕事です。おなかの大きい妊婦さんや子どもをおんぶしたり抱っこしているお母さんが階段を昇降するのも大変なことです。

大仙市営住宅条例によると、入居者の資格は、第6条第2項において60歳以上の方や障がいをお持ちの方などが優先される規定となっているようであり、この条件に該当する市民にとっての住宅は、当然バリアフリーが必要であると思いますが、残念ながら市営住宅の多くではエレベーター等のバリアフリー化対策が進んでいないのが現状ではないでしょうか。

そこで質問ですが、今後の市営住宅の改修工事においては、エレベーター設置などのバリアフリー化を計画されておられるものか、お伺いをいたします。

- 議長（金谷道男） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 挽野利恵議員の三つ目の発言通告であります市営住宅に関する質問につきましては、建設部長に答弁させますのでよろしくお願ひいたします。
- 議長（金谷道男） 古屋建設部長。
- 建設部長（古屋利彦） 質問の、市営住宅のバリアフリー化におけるエレベーター設置についてお答え申し上げます。

現在、大仙市には仙北地域を除いた7地域に19団地133棟579戸の市営住宅が

ありますが、そのうち、3階建て以上の市営住宅は21棟、うち、エレベーターのある住宅は大曲地域の笑の口市営住宅、大花都市再生住宅及び神岡地域の神岡GH棟の3棟となっております。

これらの住宅は、平成6年にハートビル法が制定されたことにより、法律の趣旨を尊重して自主的に設置した住宅、それから、平成15年のハートビル法の改正及び秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例の制定により、エレベーターの設置について努力義務が課せられたことにより設置した住宅でございます。

なお、3階建て以上でエレベーターのない住宅18棟については、階段の上り下りに配慮の必要な方のため、共用階段には全て手すりが設置されております。

現在、第2期公営住宅等長寿命化計画を策定中ではありますが、その計画においては、長寿命化という観点から各市営住宅の屋上防水工事や外壁改修工事などが優先されているところであります。

議員ご指摘のエレベーターの設置については、その必要性を十分に認識しておりますが、これらの住宅の前面には、敷地内通路や駐車場などが隣接されており、新規にエレベーターを設置するには、そのスペースが必要であること、加えまして膨大な経費がかさむことなどから難しい状況にありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 挽野利恵さん。

○5番（挽野利恵） 答弁ありがとうございます。内閣府の平成30年版高齢社会白書によると、65歳以上の高齢者が1980年には約80万人だったのが、これから5年後の2015年には約593万人、これは35年間で6.7倍になるというふうな発表がされております。現在入居されている方々の年齢層が、やっぱり今後住み続けていくとなると、当然その方々、年を召していかれると思うので、やはりこういう方のためにもバリアフリー化というのはすごく必要なんではないかというふうに思います。確かにすごくお金掛かります。すごくお金掛かるんですけども、そういう方々を例えば高層階に住んでいらっしゃる方を低層階に移して差上げるとか、そういうふうな工夫ですか、お金の掛からないそういう今後絶対増えるであろう高齢者のために、そういうふう

な市営住宅の運用の仕方などはできないものでしょうか。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

大仙市営住宅条例におきましては、現在住んでいる方が加齢、病気のために日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなっているものがある場合は、その住宅の1階、もしくは2階の住宅に移し替えることができるというふうにうたっております。その住宅、もしくはその団地内の住宅ということでありまして、残念ながらエレベーターのないところからエレベーターのある別の団地には、ちょっと移ることはできませんが、条例ではこの団地内ではできるということとなっておりますので、そういう方がおられましたらご相談に応じますので、どうか相談しに来ていただきたいと思っております。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 挽野利恵さん。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。今、老人向け住宅というのが規定されていると思うんですけども、例えばエレベーターのない高層、3階以上の建物の1階を例えば老人向け住宅に限定するとか、そういうふうな取り組みといたしますか、そういうふうな運用の仕方というのは今後考えられないでしょうか。

○議長（金谷道男） 再々質問に対する答弁を求めます。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 挽野利恵議員の再々質問にお答え申し上げます。

現在、市営住宅の申し込みの段階で住宅に困窮している低所得者の方が該当となっております。ので、今、2階建て、3階建ての住宅であっても、その条件が合えば、どの住宅でも空きがあれば老人の方入られますけれども、特に1階の部分だけを指定とすることにつきましては、この後、市の運用の中で検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（金谷道男） これにて5番挽野利恵さんの質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、11番佐藤文子さん。

（「はい、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 11番。

【11番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（金谷道男） 1番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。今回の質問は、地区公民館の地元団体への委託化ということについて、この1件に絞って質問させていただきます。

組織機構の見直しで教育委員会2部制から1部制に改めることに伴い、大曲地域の公民館について、花館公民館を除き、地区コミュニティ会議という地区団体に運営管理を委託する方針が示されました。

公民館の委託化は、目的や事業、内容、管理運営の基準に照らして多くの問題があり、委託化はすべきでないという立場から質問させていただきます。

公民館は、市町村、その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するという目的から、市町村が設置する施設で、図書館や博物館と並び、社会教育法に規定された施設であります。

公民館では、その目的達成のために、おおむね次の六つの事業を行うこととなっております。一つは、定期講座の開催、二つ目は、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催、三つ目には、図書、記録、資料等を備え、その利用を図ること、四つ目には、体育、レクリエーション等に関する集会の開催、五つ目には、各種団体、機関等の連絡、六つ目には、施設を住民の集会、公共利用に供することの6事業であります。

これらの事業の運営に当たっては、公民館の設置及び運営に関する基準が掲げられているように、地域の学習拠点としての機能の発揮、地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮、奉仕活動、体験活動の推進、学校・家庭・地域社会との連携、地域住民の意向を反映するなど、地域の実情を踏まえた運営に即して地域の特色を生かした活動、関係機関や団体との連携・連絡による協力・協働の活動と多くの住民の参加促進に努めることは言うまでもありません。

また、公民館は、少子高齢化による地域コミュニティの希薄化や行政改革が進む中、協働のまちづくり、また、地域活性化の掛け声のもとで各地に設置された地区コミュニティ会議の活動拠点ともなっております。

地区の行政団体や自治会、各種協議会、行政団体などで構成されたコミュニティ会議が主体となって企画するイベントは、多くの地区民の集いと結びの場となり、喜びをもたらしております。

さらに公民館は、高齢世帯の増加、頻発する災害、空き家問題など様々な行政課題に

対応する関係団体の活動の拠点として、安全・安心なまちづくりの一翼も担っております。

このように公民館は、「集う・学ぶ・結ぶ」という一連の機能を有しており、住民の学習権の保障と学習支援、住民自治の向上、安心・安全でにぎわいのある地域づくりのための機関として役割は大きくなっております。

こうしたことから、今、公民館の職員の業務は、多様化・複雑化してきている中、住民の学びや地域づくりに住民と共に取り組む職員として、住民の満足度を高めるために努力を注いでいるのであります。

公民館の設置と運営基準には、職員についても規定されております。1項では、公民館の設置者、つまり市は館長を置き、規模や活動状況に応じて主事やその他必要な職員を置くように努め、館長や主事には社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるように努めること。2項では、公民館の設置者は、館長、主事、その他職員の資質と能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるとなっております。

様々、釈迦しゃかに説法のような話をしましたがけれども、このように公民館には社会教育に見識ある館長と職員を配置し、その資質や能力を高め、多様化する公民館の機能が十分に発揮できるよう、事業を展開する一連の公民館の管理運営の責任は、公民館の設置者である市にあります。この原則を大きく変える大曲地域の公民館の委託化には、様々な問題があり、心配が尽きないのでありますが、それを述べて見解を伺います。

一つは、公民館事業の不均衡問題と基幹公民館についてです。

大曲地区公民館の管理運営の受託先を地区コミュニティ会議とし、学びの支援については基幹公民館である花館公民館に社会教育主事、あるいは公民館主事を増員して受託公民館への予算執行と必要な指導、助言を行い、地域に必要な講座や研修会等の企画運営を主導し、受託公民館はその補助に当たるとしております。そうすることで地区間の講座や研修等の機会の不均衡を解消でき、地域づくりやまちづくりでも委託公民館同士が共通認識を持った上で一体的に取り組めるとしております。

そこで伺います。公民館事業の本丸であります学びの機会に不均衡が生じているようでもありますけれども、まずその要因についてどのように考えているのか。また、その是正や公民館の水準の維持向上の上で、公民館運営審議会などが役割を持つと思っておりますけれども、題材に挙がることは今までにあったのかどうか伺います。

二つ目には、公民館ではそれぞれの地区の伝統、文化、自然を生かし、地域づくりと融合した学びの事業を行っております。例えば、四ツ屋公民館では三世代交流事業や水辺の学校祭などいろいろあります。実施に当たっては、学校やPTA、各関係団体との機敏で柔軟な連携が図られております。こうした地元に着した公民館ならではの独自の学びの事業の企画運営についても、基幹公民館は主導で地区公民館は補助というふうにご考えておられるのかどうか伺います。

二つ目の受託先地区コミュニティ会議の権限と責任について伺います。

受託公民館には、市の職員は配置せず、非常勤の館長等職員3名を配置し、委託料として職員の賃金と管理運営と地域づくり事業の人材育成や地域ネットワーク形成等に必要経費を出すとのこととあります。

受託先となる地区コミュニティ会議は、主に行政団体であります諸団体及び個人で構成する任意団体であります。構成員は、それぞれ仕事を持ち、また、構成員の変更もある組織であり、経理団体ではありません。

そこで伺います。館長等職員の雇用主は、一体誰になるのか。任命権者は誰なのか。また、地区コミュニティ会議は、雇用の契約、あるいは経理の取り扱いができる団体なのかどうか、このことについてお知らせいただきたいと思っております。

二つ目には、公民館を拠点として行われる様々な事業で不測の事態が発生した場合の責任は、受託公民館である地区コミュニティ会議にあるものなのかどうか、このことについて伺います。

次に、三つ目の大曲地区公民館の地元団体への委託化は中止を求める立場で述べます。

公民館の設置者と公民館に、その運営は公民館の設置及び運営の基準に則るよう求めているのは、公民館の健全な発達を図ることを目的に、公民館の水準の維持及び向上に努めることを趣旨としたものであります。大曲地区公民館の委託化自体が、この基準に反しているのではないのでしょうか。

また、地域に着した地区公民館で展開されてきた様々な学びの事業の主体は基幹公民館で、地区公民館は補助と位置付けているあたりは、地区の独自性が失われる心配があると思っております。さらに社会教育に携わるはずの公民館の職員は、地区公民館にあっては非常勤体制で身分が不安定とあっては、士気が上がると思えず、公民館の水準が維持されるのかどうかも心配なところであります。

以上、公民館の委託化は市が守るべき基準に反していること、基幹公民館が主導する

公民館事業で地区公民館の独自性等が損なわれる心配があること、また、身分不安定な職員体制による受託公民館の水準はどうなるのか、こうした問題から私は委託化は中止すべきだというふうに思います。

以上述べましたので、明確なご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 佐藤文子議員の大曲地域の地区公民館の地元団体への委託化に関する質問につきましては、生涯学習部長に答弁させますので、よろしくをお願いします。

○議長（金谷道男） 藤嶋生涯学習部長。

○生涯学習部長（藤嶋勝広） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、大曲地域の地区公民館の地元団体への委託化についてであります。はじめに公民館事業の「学び」の機会の不均衡につきましては、大曲地域の各地区公民館では、地域独自の自主事業を実施するとともに、市民と行政の協働による様々な時代のニーズに対応した取り組みを進めているところであります。

その中で「学び」の機会については、現在、大きな不均衡は生じておりませんが、このたびの委託を進めるに当たって公民館の主たる役割である「学びの支援」を継続するため、基幹公民館に社会教育主事を新たに置き、地区間の講座等の機会の均等を図ってまいります。あわせて、地域づくり・まちづくりに関しても、各地区公民館が共通認識を持って取り組む体制が構築されるものというふうに考えております。

また、ご質問の公民館運営審議会にて題材に挙げたことの有無につきましては、これまで挙げたことはございませんが、今後、地区公民館の講座等の事業評価の審議を行っていただきながら、学びの機会均等についても協議をしてまいります。

次に、地区公民館独自事業についても基幹公民館が主導で行うのかについては、先程も申し上げたとおり、地域独自の自主事業については、これまでと同様に地域住民と一体となって実施をしていただき、必要に応じて基幹公民館も協力していくこととしております。

次に、館長等の職員の雇用につきましては、当初は地域の受託団体での雇用を考えておりましたが、館長については、公民館の使用制限等の権限や、市と連携した公民館事業の企画・立案及び市との連絡調整等を担う役割があることから、地域の団体には委託せずに市の会計年度任用職員として市教育委員会で任命する予定であります。

なお、施設の維持管理に伴う事務や講座、イベント等の実施については、各受託団体で行うこととしておりますが、その事務手続き等については、基幹公民館の専属職員及び生涯学習課がバックアップをしてまいります。

次に、不測の事態が発生した場合の責任については、公民館設置者である市に最終責任がありますが、実務に関しては館長が市で任命する職員であるため、基幹公民館館長とともに不測の事態に対応することとなります。

次に、地区公民館の地元団体への委託についてであります。持続可能な地域づくりのためには、時代の変化に対応した「学び」を推進していく上で地域の自治会や機関等との連携、効果的なネットワークの構築を図るための役割を担う、地域住民が主体となった新しいタイプの公民館への移行が必要になってきているというふうに考えております。

具体的には、これまで地域活性化に貢献している地区コミュニティ会議などに、地元の意見を踏まえた管理運営業務を委託し、行政と一緒に公民館活動の充実を図ってまいりたいというふうに思います。

したがって、委託に当たっては、施設の管理運営及び新しい地域づくり・まちづくりを進めるための講座やイベント等の業務について、内容を精査しながら受託可能な地域から順次進めたいというふうに考えております。

なお、今年度より中仙公民館の6分館及び西仙北地域の4地区公民館において管理運営組合を設立し業務を委託しており、それぞれの公民館管理や自主事業を行っておりますが、今のところ順調に進められております。今後も、まちづくりの担い手である市民が主体的に学習を行い、地域に密着した活動を展開するとともに、社会教育の専門性を持った主事の育成を図りながら、市民一人一人が健康で生き生きとした生活ができるよう、より行政と地域が連携した事業の推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） 一番の問題は、誰が受託公民館、最初は管理運営という表現でやっておりました。しかし、運営については、法律というか条例上の規定などから、職員については会計年度任用職員というふうなことで、市で設置すると、市が雇用すると、

配置するというふうなことに変わったこと、この点については、よく吟味されたなとは思いますが。当然のことなんです。できないんです、これ、地元の団体に人まで雇用させる。つまりは、賃金や、あるいは社会保険料などを扱える団体ではないというふうなことから、これは市が館長を配置するというふうなことで。ただし、基幹公民館が行う事業、これは予算もついて企画・運営、そして報告というふうな格好にするわけですから、その学びの事業と、基幹公民館が行う学びの事業は、具体的にそれでは何々なのかと。いろいろこの公民館がやる事業というなのは、設置、いろいろあるわけですがけれども、具体的にじゃあ基幹公民館が学びの事業で行う具体的な事業というふうなものは何なのか、その点をまずお知らせいただきたいと思います。

それから、そのほかにもコミュニティ会議に委託した、これまで学びの事業とも融合させた、まちづくり事業とも融合させた各種の事業、これは独自にそれぞれの公民館でやってくださいというふうなことですが、実はあちこちでやっているこの公民館事業は、本当に学びの事業と、そしてまちづくりの事業、これがもう合体、融合した形で進んでるんですね。だから、この分はまちづくりの事業ですよ、この分は社会教育の部分ですよと、明確に切り分けてやっているわけじゃないというか、そういうふうな質なものなんです。様々な活動を通して人々が学びの機会に触れ、そして人づくりにつながって、さらには地域づくりにつながる。この一連の活動に公民館が果たしている役割が大変大きいわけです。

それで聞きたいのは、では、これまでと同様に地域でやってるその学びにもつながる、また、この地域づくりにもつながる、そうした融合的なこの事業、これに対する予算というふうなものは、どういうふうな形でちゃんとつけられるのかどうか、その点を聞きたいと思います。

まずその点お願いします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。藤嶋生涯学習部長。

○生涯学習部長（藤嶋勝広） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

はじめに、一つ目の基幹公民館が行う学びの事業とはどういうものを想定しているかというご質問であります。議員もおっしゃられましたように、各地区公民館では、それぞれ独自の事業を活発に展開していただいておりますし、それが地域づくり、人づくり、そういったものにもつながっていることは認識してございます。

そういった中で、特に講座、研修会といった部分については、各公民館が均等に行っ

ているかといえば、やはりその公民館においてやれていない部分、そういったものもあるかと思いますが。そういった公民館で不足しているなというようなところについて基幹公民館が積極的に主導して補っていくというようなことで想定をしているところであります。

あわせて、学びの場の均等というのは今お話しましたが、地域人材、後継者の育成、それから職員の資質向上、こういったことについては、現在あまり講座等では、ほかの事業との組み合わせでやられているところもあるとは思いますが、そういったところは各地区公民館、同じ均等の機会をもっていただきたいということでの話をさせていただいたところがございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目の学びの場、それから地域づくりにつながる予算につきましては、それぞれの委託公民館の方に人件費、それからそういった事業に関しての予算を計上、委託料に盛っていきたいというふうに考えておりますが、これからそれぞれの地域コミュニティ会議など受託団体との協議を行う中で、そういったところを精査してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） 最初の答弁では、大きな不均衡はないというふうな答弁でしたけれども、実際にやっている講座、研修等は、不均衡が実際にあるんだというふうなことで、統一した研修がしっかりなされるようにと、これはそもそも基幹公民館でやるんだというふうなことを掲げる前にですね、それぞれの公民館でこういう事業がしっかりやられているのかどうかというふうなものを公民館長会議、あるいは公民館審議会、こういうふうな中でしっかり図られながら、やっぱり均等ある公民館活動が行われるように、もっともっと前から本当はちゃんとやっていかなきゃいけないというふうに私は思っています。

それから、まちづくり事業だとか、その他の独自の地区公民館にやっていただきたいその事業で、このまちづくり事業というふうなのは、まちづくり課の方でコミュニティ会議への助成というふうなもの、これを出してまちづくりのためにたくさんの事業もやっております。そして、後継者の育成と、こういうコミュニティ会議のような団体の

機動力ある、実効ある活動をしっかりする後継者育成というふうなもの、これこそが公民館の仕事だと思うんですね。コミュニティづくりをする、そういうそのコミュニティの資質を上げていく、そして団体やコミュニティ会議、あるいは学校、そういったところとの連携を常に図りながら団体の役割を引き出して、そして公民館の活動を進めていく、これこそがね、公民館の仕事だと思うんですよ。今までどおり頑張っている地域では、コミュニティ会議の機能が非常に生かされている。PTA、あるいは団体との連携も、とてもよくとられている。こうした中で事業が活発に、そして住民の参加もたくさんあって、少し元気が出ている、そうした公民館が実際あるわけですが、これをね、大きく改編させて、その運営にも関わるこの団体というふうなことにしていく、これはちょっと間違っているんじゃないかなというふうに私は思います。

それから、指定管理のような管理運営というの、公民館を管理する、公の施設を管理する指定管理者制度、これでは施設管理、利用料金なども含めた施設管理が行われるわけですがけれども、これと抱き合わせにして運営までも団体に行わせる、中仙ではそういう組合が作られて、一つの経理団体として設置されたわけですがけれども、現在の大曲地域のこのいわゆる管理運営、これを委託できる素養というふうなものが実際にあるのかどうか、この辺についてももう一度明確に答弁をいただきたいと思います。

最後に、私はやっぱり今までも述べてきましたけれども、公民館が活発かどうかというのは、住民の関心を高め、参加を促し、関係団体との連携の強化と団体の役割を最大に引き出して相互の関係性を高めていくことにかかっているわけです。その鍵を握っているのは館長と職員の責任感、そして資質と能力であります。日々自らの学びも求められるところでもあります。そうした意味からね、館長、職員を身分体制をしっかり保障していくのが市の責任だと思いますし、こうしたことから管理運営の委託はね、中止すべきでないかというふうなことを申し上げて、先の質問についてちょっとご答弁をいただきながら質問を終わらせていただきます。

○議長（金谷道男） 再々質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げます。

まず、基本的には地区公民館がやっている、これまでやってきたことは、きちんと担保していくということですのでね、心配しなくてもいいんじゃないかなと思います。

やはりもう、四ツ屋地区はもちろん、いろんな地域ですね、独自のいろんな取り組みがなされております。市民が主体となってまちづくりを進めることは大変素晴らしいこ

とでありますし、それから、法的にも平成15年6月にですね、公民館の設置及び運営に関する基準でも、時代の変化に伴って任意団体を含めた関係機関との連携を図りながら、住民とともに企画・立案を進めることなどが示されてきております。人口減少が進む中ですね、社会教育の面も含めて、地域住民の力をお借りしながら、地域づくりにも貢献できる社会教育ということを進めることが大切ではないかなと思っております。全国見てもですね、そういった形、一部委任、それから指定管理と、いろんな形で地域の力をお借りした運営の仕方をしているところがたくさんございますのでですね、そういったところも参考にしながら今進めているところでございますが、いずれ委託団体との体制が整い次第、進めていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（金谷道男） これにて11番佐藤文子さんの質問を終わります。

【11番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（金谷道男） 一般質問の途中であります、暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時10分 休 憩

.....
午前11時20分 再 開

○議長（金谷道男） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、9番本間輝男君。

（「はい、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 9番。

【9番 本間輝男議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 創生会の本間でございます。

まず最初に、財源確保と予算編成についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国の政治・経済・社会状況に多大なる悪影響が生じ、長期化も予想され、不安定感が増大する事態にあります。

こうした中、国はコロナ禍の経済対策として、一次補正に特別給付金を主として25兆7,000億円、二次補正に観光を含めた経済活性化に向けて各種助成を強化し、過

去最大となる31兆9,000億円余りを支出し、さらには中小企業支援・マイナンバーカード普及促進を主な目的に20兆円を超える第三次補正予算の成立を目指す方針といわれております。当然こうした財源には、既に90兆円を超える国債発行で賄われ、さらに増大するのは必須であります。そして、2020年度の税収の落ち込みが確実とし、下方修正する方向と報じられております。

今、国の財政は先の見通しが全く見えない状況にあります。

大仙市においても、大仙市緊急経済対策「行動計画」に基づいて、109億6,500万円余りの補正対応し、一般会計543億2,000万円規模となり、財政調整基金繰り入れ3億円、前年度繰越金2億3,000万円余りを充当しております。その後、事業中止及び縮小による減額補正、基金積み立て、指定管理者等の補助金等が計上された一般会計544億4,000万円が12月議会に上程されております。

こうした施策は、市民の健康と地域経済活性化支援に有効に活用されるべき予算計上にあります。

さて、国の財政計画等がまだ示されない中、令和3年度予算編成に検討・着手された市財政担当者は、過去に例をみない不透明感と困難性を感じながら、苦慮する予算編成と思慮されますが、市民のための大仙市予算と考え質問いたします。

第1点は、令和3年4月実施の市長選を控え、骨格編成なのか、本格編成の予算となるのか、老松市長よりの方針が示されておるのかお伺いします。

第2点は、歳入の財源確保についてお尋ねします。

令和元年度決算を見るまでもなく、歳入の72パーセントが依存財源である当市の体質からして、地方交付税は重要な財源の柱であります。しかし、国の財政計画で地方活性化のための対前年対比2.4パーセント減の16兆2,000億円余りの確保情報が報道される中、膨大な国債発行に伴う国の財政悪化で暗中模索状況と感じます。

先般、当局より令和3年度当初予算編成方針で、歳入不足額11億7,000万円余りが明示されました。市税5億7,000万円、譲与税・交付金4億円、地方交付税7億7,800万円余りの減額を想定し、前年度4億5,000万円の財政基金繰り入れを計上せず、臨時財政対策債の発行10億3,000万円余りを充当する歳入財源確保は妥当としても、繰越金の3億円は、冬期除雪等で不確定な面があるにしても、コロナ禍の長期化で各種事業実施が中止される現実からして、不要額が増加すると想像されるとともに、令和2年度事業実施の精査を求めるものであります。

実質収支は、近年順調に推移する方向にあり、財政当局にあつては、留保財源的意味合いよりの3億円の計上と見られますが、適切なる計上を望みます。

また、人口減少による落ち込みが予想される地方交付税、コロナ禍に伴う経済不況による消費税等の的確なる情報確保は絶対に必要と考えます。今一度、今現在どのような情報判断で査定されているのかお伺いします。

第3点は、地方債について質問します。

令和3年度一般会計歳入財源確保に臨時財政対策債の増額を見込んでおり、財政指標には影響がなく、適切な判断と評価します。そこで、こうしたコロナ禍で地域経済の低下が予想される状況にあつても、市の健全化財政の柱となる公債費の目標値70パーセント以内の地方債発行を維持し、起債残高の縮小、将来負担比率の改善の基本姿勢に変わりはないのか問うものであります。

第4点は、厳しい財政時ほど、財政調整基金の重要性が再認識されます。令和3年度当初予算編成方針説明で現状では財政調整基金繰り入れをしないと報告されております。緊急経済対策行動計画で3億円の財政基金充当からして、今現在25億5,900万円余りの基金残高が確認できます。令和2年度予算執行状況の精査と確認を図り、基金積み立てを実行し、令和3年度予算に柔軟に対応する姿勢があるのかお尋ねいたします。

第5点は、様々な弊害による歳入不足に加え、歳出においても義務的経費の歳出増加が5億3,000万円と見込まれ、一般財源不足額は17億円と想定される状況にあります。当局にあつては、選択と集中による「歳入に見合った歳出構造への転換」を図り、限られた財源を必要な事業に重点配分し、令和2年度歳出財源の10パーセントを削減目標とする指標提示がありました。

しかし、子育て支援を含む福祉制度の拡充、公共施設の老朽化の維持費の増加、各種補助金と支援金、他会計への繰り出し等、その支出は増えることはあつても減少することはないと思慮されます。当然、投資的建設経費の削減が問題となりますが、道路維持費を含め、市民生活に直結する重要な部分であり、一般財源ベース10パーセント削減は、事業の抜本の見直しが求められます。市民のための大仙市予算編成は当然としながらも、令和3年度予算規模をどのように捉えておるのかお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の質問に対する答弁につきましては、議員から事前にご要望がありましたとおり、全て担当部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたし

ます。

○議長（金谷道男） 舩谷総務部長。

○総務部長（舩谷祐幸） 本間輝男議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の財源確保と予算編成についてであります。はじめに、令和3年度当初予算の編成につきましては、「ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた施策の展開」と「歳入に見合った効率的な財政運営」、この2点を基本方針に、本市のまちづくりの指針となります「大仙市総合計画後期実施計画」並びに「第2期大仙市まち・ひと・しごと総合戦略」、これに基づく主要施策に対し、優先的に予算措置をすることとしております。

なお、来年4月に市長選挙を控えていることから、当初予算につきましては骨格予算とする予定であります。継続費を設定している各事業のほか、市民の皆様に着実に定着してきている子育て支援、それから地域全体の活性化策など、市民生活に直結する予算については当初予算に計上する予定ですが、それ以外の政策的判断が求められる新規事業につきましては予算計上しないこととしております。

次に、財源確保における国・県の情報についてであります。現時点におきましては、総務省の概算要求における伸び率などを用いまして一般財源の大部分を占めます地方交付税、それから各種譲与税のほか、臨時財政対策債について試算をしておりますが、この後、財務省との折衝を経て示されます地方財政対策、これを踏まえまして最終的な調整を図ってまいります。

地方におきます財源確保につきましては、今後、国全体として地方税収や地方交付税などの一般財源の総額の中で議論されることとなりますけれども、新型コロナウイルスの影響によります国税の大幅な減収は、地方財政に大きく影響を及ぼすことから、国等が発信します情報を注視しながら、歳入に見合った予算の編成に努めてまいります。

次に、市債発行におきます基本姿勢についてでありますけれども、第2次大仙市総合計画基本構想におきまして、平成28年度から令和元年度までの前期実施計画期間におきます全会計の市債発行額、これを元金償還総額の80パーセント以内とする目標を掲げ、市債発行額の抑制に努めてまいりました。その結果、前期4年間では、71.4パーセントの発行割合となりまして、市債残高についてもピーク時の平成19年度に比べまして約209億円、率にしまして19パーセント縮減しております。財政健全化の指標となります実質公債費比率、それから将来負担比率につきましても着実に改善が図られてきております。

また、令和2年から7年度までの後期の実施計画期間内の市債発行額につきましては、さらなる将来負担の軽減を図るために元金償還額の70パーセント以内とする計画としておりまして、この結果、平成28年度から令和7年度までの第2次総合計画期間全体におきましては、市債発行総額を元金償還額の75パーセント以内に抑制することを目標としているところであります。

財政健全化に向けた今後の市債発行については、この目標に向けて取り組んでいくというこれまでの基本方針に変わりはありません。今後も市債残高の縮減を図ることで、その償還金となります公債費、これが減少して、子育て、農業振興、それから地域振興など「重点施策」への、より一層の予算配分が可能となることから、償還と借入れのバランスを十分に考慮しまして財政規律を守った計画的な市債発行に引き続き努めてまいります。

次に、財政調整基金についてであります。合併直後におきましては、この合併協議において計画されました各事業を進めるために財政調整基金の取り崩しにより財源不足を補った結果、平成20年度末には一時6億円までにこの残高が減少した経緯がございました。その後、災害等の不測の事態に備えるため、標準財政規模の約10パーセントに当たります30億円を目標に積み増しを図ってきた結果、令和元年度末時点では約33億円の残高を確保することができております。

しかしながら、令和2年度におきましては、当初予算におきまして財源不足を補うため4億5,000万円、さらに5月補正予算においては、新型コロナウイルス緊急経済対策事業に3億円の繰入金を計上していることから、現時点での残高は約25億6,000万円までに減少をしております。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う各事業の中止等によりまして生じた一般財源を子育て支援施策の実施財源とするために地域福祉振興基金に積み立てる補正予算を今次定例会に上程しておりますけれども、今後、財政調整基金につきましても、今冬の除雪経費の動向、それから各事業の進捗状況、こうしたものを見極めまして、可能な限り積み増しを図りまして大規模災害ですとか緊急経済対策の実施財源の方を確保してまいりたいと考えております。

次に、令和3年度の予算規模についてでありますけれども、先に答弁いたしましたとおり、当初予算につきましては骨格予算として編成いたしますが、通年予算の編成ベースでは、この新型コロナウイルス感染症拡大の影響による市税や国勢調査の人口の反映に

よりも普通交付税の減収など、一般財源が減となることから、予算規模の方は縮小するものと見込んでおります。

なお、この後、本格的な予算編成に入ってまいりますけども、一般財源の減少により厳しい財政運営が見込まれる中、事業の検証による見直しや財政計画との整合性を図りつつ、「新たな日常」、それから「新しい働き方」の考えを予算の方に積極的に取り入れ、市民生活の維持向上のために事業の継続性を確保するなど、この厳しい財政状況下にあっても高い効果を得られるメリハリのある予算編成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 本間輝男君。

○9番（本間輝男） 市長に伺います。今後、国の財政再建はコロナ禍により、さらに一段と厳しさが増す状況は確実であります。一方、地方自治体も感染拡大で地方税収が減収し、防止対策等に多額の財源を要し、地方交付税、国・県の支出金等も先行きが不安定な現実にあると思慮されます。

先の魁新聞の報道によると、秋田県知事を含む11道県の知事連盟は、来年度予算の一般財源の総額確保と自治体が発行できる「減収補填債」の対象の拡大を要望しております。さらに、本年度末3月で期限切れを迎える過疎法の継続がまだ決定されず、みなし過疎地指定を受ける大仙市にとって、有効な財政支援が危惧される状況にあります。全国市長会等の今後の動向が注目されます。

さて、当市において平成28年より普通建設事業で総額1億円以上の建築建設物件は、令和2年度完成の大綱交流館整備等を含め9件が確認できます。市財政課がいう「計画されている事業が本当に必要かどうか精査していく」姿勢は当然であり、真に市民のための予算規模に努め、適正に執行することが求められます。市長選を控えながらも、大型建設事業の大幅なる見直し、検討が必要な時期にあると捉えますが、今後の市政運営の公共物等の再検討の意にあるのか、市長の見解を求めます。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げます。

年々厳しい財政運営を強いられている中、市民の暮らしにとって不可欠な事業、それ

から地域全体の活性化に資する事業を着実に進めるため、これまでも各事業の必要性の精査など事務事業の総点検を実施し、歳入に見合った歳出構造の転換を図ってきたところでもあります。

令和3年度は、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた「新たな日常」に適応した市民生活への対策を最優先としつつ、感染症対策や地域経済の活性化策など新たな行政需要にも的確に対応する必要があるほか、多目的グラウンド整備事業、企業団地整備事業など大規模な建設事業を予定している一方、市税や普通交付税などの減収による財源不足も懸念されているところでもあります。

こうしたことから、今後も将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため、市民ニーズや社会情勢の変化を捉え、全事業についてP D C Aサイクルによる検証に加え、事業の有効性、公平性、効率性、代替の可能性など、あらゆる視点の検証を行い、また、実施計画掲載事業の精査を図りながら事業の見直しを図り、適正な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 次に、人口減少問題と健康と少子化対策について伺います。

大仙市合併後の平成23年に8万9,290人の人口が、令和2年10月末の時点において7万9,375人と、約1万人減少しておる事実にあります。この10年間で1千人以上の減少地域は、大曲、西仙、中仙、協和、太田地域であり、減少率が高い地域は協和地域の18.8パーセントをトップに西仙北、南外、中仙、太田と続く結果となっております。

また、子どもの出生率の経緯を調べてみると、平成23年には全市で491人であり、平成27年まではおおむね500人台を維持しつつも、平成28年よりは450人台に低下している事実にあります。

少子高齢化の進展は、その解決策に的確なる解決策を見いだせない現実にあります。高齢でも健康で長生きしておられ、地域社会活動に精励しておられる老人層の皆様は喜ばしい事実であり、健康寿命の推進は市の命題でもあります。

しかし、小・中学校の入学式での児童・生徒の減少を目の当たりにし、市政に関わる一人として、その思いは複雑な心境にあります。それを踏まえ質問いたします。

第1点は、少子化の根本には若い世代層の方々が将来への経済的不安感と同時に、地元雇用と地域企業の育成が確保されていない実状にあるといわれ、女性の社会参加が増大しつつも非正規雇用の増大等、社会要因も加味されていると考慮いたします。

市では今、企業誘致の大型企業団地造成に着手し、さらに花火に代表される地場産業の拡大、伝統文化、歴史ある史跡等を生かした観光振興、魅力ある農業の確立など様々な施策を打ち出し、地域経済の底上げを図る努力をしております。地域の豊かさが感じられる社会こそ人口問題の一步と捉え、驚く予測数値を出した民間調査会社の人口動態とは別に、人口減少抑制施策を加味した市独自の将来努力目標値を示すのも行政の大事な使命と考えます。人口減少の抑制努力目標値と希望出生率の設定を提案するとともに、検討の意があるのか伺います。

第2点は、昨年度の国内出生数は過去最少の86万5千人となり、その対策として国は今年5月、5年間の第四次少子化社会対策大綱を決定し、希望出生率「1.8人」を目標としております。さらに不妊治療への保険適用拡大を令和4年にも実現の見込みとなり、令和3年には所得制限を撤廃し、助成回数の制限緩和や助成額の引き上げ等の方向へ検討に入ったと報道されております。

大仙市では、令和元年度451人の出生数であります。子どもを希望しながらも不妊治療を続ける夫婦は、平成27年よりの統計によると増え続け、令和元年度助成実績では131件が示され、県内では由利本荘市と並び769万3千円の助成実績となり、申請実組数では秋田市に次ぐ117組となり、県内で最も高い数値となっております。さらに大仙市では、多くの自治体で対象外となっている公的医療保険適用分、さらに全国に先駆けて取り組む不妊診療、育成診療も助成対象としており、充実した不妊治療体制が整備されており、当局の姿勢に敬意を表します。そうした医療体制の拡充により、大仙市では平成27年以降、毎年20人前後の出生報告が確認され、こうした一連の医療施策は、大仙市の子育て支援の拡充とともに絶対必要不可欠であり、さらなる制度の拡充と進展を望み、確実な実績向上対策を検討されておられるのかお尋ねいたします。

第3点は、近年結婚の晩婚化と親と同居しない若い世代が増加しており、大仙市においても、人口減少ながら世帯数の増加現象が表れていると考えます。

そこで、県内7市町村でスタートし、新規に結婚された世帯を対象に住宅の取得、賃貸、引っ越し等の費用を60万円を上限として助成する「大仙市結婚新生活支援事業」は、来年度よりは所得制限の拡大、年齢制限をなくし、国支援分が3分の2に引き上げ

られるなど、受け入れやすい制度と考えます。しかしながら、今ひとつ制度の周知度が低く、理解度不足を感じております。この支援事業は若い方々の定住促進に直接的に作用する重要な部分であり、支援要件、助成金の上限の広報活動の充実徹底を図り、利用促進を促すべきと考えますが、市当局にお伺いいたします。

併せて、好評で申し込み家庭が増大している世帯改修工事、補助上限30万円の継続などは移住・定住促進においても効果があると考えますが、今後の住宅支援施策の強化に関し具体的取り組みをお尋ねいたします。

第4点は、国民医療費の増加の深刻化が叫ばれ、大仙市においても1人当たり37万4千円余りと増加し、財政負担が重くのしかかり、今、予防医療や運動等の健康づくりの視点を変えた健康福祉活動が注目されております。

先般、タニタより、運動量計8万2千個を無償提供を受け、歩数、カロリーなどのデータ化される新健康事業がスタートし、全国的にも注目されており、その推進に大いに期待するものであります。しかしながら、活動間もない状況からして、数千個程度の提供数にあるといわれ、周知度、利便度の徹底、医療機関とのデータ共有の有効性の情報が今ひとつ不足している感がいたします。官民一体として取り組む健康事業の今後の事業計画、活動内容等の結果が求められます。

市は、早速、推進室を設置し、具体的事業に着手しておりますが、各種団体、サークル、地域と連携した組織づくりはもちろんです。学識経験者、有識者等の助言、提言を求め組織化し、推進すべきプロジェクトと考えます。具体的事例をどのように推進して、市民共同の事業としていく予定にあるのか、あえてお尋ねいたします。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。はじめに、福原企画部長。

○企画部長（福原勝人） 質問の、人口減少問題と健康・少子化対策についてお答え申し上げます。

はじめに、人口減少の抑制努力を反映した目標値と希望出生率の設定についてであります。

議員ご指摘のとおり、人口減少・少子高齢化につきましては、現在の日本が抱える重大かつ構造的な問題であり、本市におきましても多くの地方都市と同様、最重要課題として位置付け、平成28年3月に策定した「大仙市人口ビジョン」と「大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、「人口減少の抑制」そして「地方創生」に向け、様々な側面から多様なアプローチを積極的に進めてきたところであります。

こうした取り組みにより、いまだ人口減少に歯止めをかけるまでに至ってはいないものの、転出者の減少等に伴い社会減が縮小傾向を示しているほか、5年ごとに国から公表される合計特殊出生率が5年前の1.39から1.42に上昇するなど、人口減少の抑制に向けた明るい兆しも見られるようになってきております。

国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研が平成30年に公表した将来人口推計によりますと、本市の人口は、令和32年に平成27年の約半分である4万2千人余りとなり、令和47年には約35パーセントの2万9千人程になるものと見込まれております。

また、高齢化率については、令和47年に50.4パーセントにまで上昇する一方、年少人口及び生産年齢人口は、平成27年の約3割にまで減少し、市民の2人に1人が65歳以上となるものと見込まれております。

このような少子化、高齢化を伴う人口減少の進行は、域内需要と産業活動を縮小させ、さらには雇用の減少や経済規模の縮小が人口減少を加速させるという「負のスパイラル」を招くことが危惧されており、加えて、買い物など日常生活への支障や空き家のさらなる発生、共助関係や地域コミュニティの維持が困難になるなど様々な影響が懸念されております。これを受け、本年3月の「大仙市人口ビジョン」の改訂及び「第2期大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっては、将来の人口を展望する人口ビジョンと、それを実現するための施策を示す総合戦略を「車の両輪」と位置付け、人口減少のステージや人口構造、自然増減、社会増減などの要素ごとに段階的な目標を設定するとともに、施策効果を織り込んだ戦略的な目標人口を設定しております。

具体的には、令和47年における目標人口、社人研の推計人口より約1万2千人多い4万2千人と設定しており、長期的な視点のもと、議員ご指摘の『地域の豊かさが感じられる社会』の構築に通ずる農業振興や企業振興、企業誘致、移住・定住、結婚・子育て支援など六つの重点施策と、14の施策パッケージに基づく取り組みの着実な実行により達成することとしております。

また、合計特殊出生率につきましては、今回の人口ビジョンの改訂と第2期総合戦略の策定にあわせて設定してありまして、若年層の定着を進めながら、令和32年に国民の希望出生率とされる1.83を達成し、その後、目標年度である令和47年に人口置換水準である2.07を達成することを目標にしたところであります。

縷々申し上げましたが、現在の人口減少社会は、我々日本人がその時々^るの価値観に

よって判断し、選択し、積み重ねてきた結果であります。そうなのであれば、今後の我々の判断と行動により、未来もまた選択できるのではないかと考えております。人口減少に特効薬はなく、一朝一夕に解決できない難題でありまして、行政だけでなし得るものではありませんが、引き続き「ふるさとに責任と誇りを持ち、未来につなげるだいでん創生」に取り組み、人口減少問題の克服につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（金谷道男） 次に、加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 次に、不妊治療の拡充につきましては、現在、国や県が助成している特定不妊治療に加えて、市独自で人工授精や不育症など全ての不妊治療にも助成しております。

不妊症や不育症は原因不明なことが多く、治療法も確立されにくいいため、いまだに試験段階の治療が多いとのことから、市では、こうした試験的な治療に要した費用も助成対象とし、一人でも多くの市民が不妊・不育の治療を受けやすい体制を、全県に先駆けて整備してまいりました。

現行制度は、市内の専門医にご助言をいただき、医学的に高い治療効果が見込まれる年齢や治療回数を踏まえた上で、真に必要とされる助成額や助成回数などを設定し、患者の経済的負担が軽減されるよう設計しております。このため、一部の高額な治療費を設定している医療機関を除いては、ほぼ患者負担を軽減できておりますが、医療技術は日々進歩しておりますので、今後も国の支援策の動向を注視するとともに、不妊治療を受ける市民の経済的な負担を踏まえながら、ニーズに即した対応に努めてまいります。

結婚新生活支援事業につきましては、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に結婚した夫婦双方が34歳以下で、その合計所得が340万円未満の世帯を対象に、新居の取得費用、賃借費用、引っ越し費用の支援として30万円を上限として助成するもので、内閣府の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、県内では7市町村において実施しているものであります。

事業の周知につきましては、4月号の広報をはじめ市のホームページに掲載するとともに、婚姻届を提出していただいた際に窓口において直接リーフレットをお渡ししております。さらには、市内の主な不動産会社にもリーフレットの配置をお願いしているところでもあります。

このように、市といたしましては十分な広報を行っているものと認識しておりますが、

なお有効な広報の機会がないか検討するとともに、その内容が、対象となる方々にとって、より分かりやすいものになるよう、さらなる利用促進に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子育て世帯改修工事の継続など住環境支援施策につきましては、市の重要施策として取り組んでおりますリフォーム支援事業を今後も継続して実施してまいります。現在のリフォーム支援事業の申請状況についてであります。子育て世帯改修工事に対する制度の拡充を行ったところ、11月末現在で全体の申請件数は367件あり、そのうち子育て世帯の申請件数は107件であります。これは前年度同時期の子育て世帯改修工事の申請件数に比べ約2倍となっております。

また、11月末時点での全体の申請件数を前年度と比較しますと、同程度となっており、今後も需要が見込まれることから、来年度以降につきましても制度を見直しながら、市民の皆様から好評をいただけるリフォーム支援事業を展開し、今後も広く利用していただきたいと考えております。

次に、タニタと連携した新たな健康増進事業につきましては、ご承知のとおり10月1日からタニタグループのご協力を得て、全市民参加を目指す「健幸まちづくりプロジェクト」がスタートいたしました。現在、本プロジェクトへの参加申し込み者数は、12月4日現在で7,705名となっております。直近の傾向では、事業所での参加者数が伸びており、参加検討の問い合わせも多く頂いている状況であります。

市といたしましては、これから運動機会が減少していく冬期間に、参加者数をいかに増やしていけるかが重要であると認識しております。市内事業所に対しましても、本プロジェクトを通じた健康経営を推奨し、直接訪問によるPRも実施してまいりたいと考えております。

11月24日には、日本郵便株式会社と包括連携協定を締結しており、市内29カ所全ての郵便局に「健幸スポット」を設置することとしております。測定機会の拡大は、利便性向上になりますので、参加者の増加につながるものと期待しているところであります。

また、市民の健康に関する情報と医療機関との連携を推進するためには、まずは、市全体の医療費分析が重要であります。現在、市が単独で把握できるのは、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者分のみで、市民全体の約3割であることから、全国健康保険協会秋田支部と12月22日に市民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に

関する協定を締結することとしております。この協定により、中小企業等で働く従業員やそのご家族が加入する医療保険者から医療費データ等を提供していただけるようになり、市民全体の約7割ほどの医療費や検診に関するデータを、年代別、疾患別など詳細に把握することが可能となります。こうした有益なデータを長年にわたり積み重ね、しっかりと分析することにより、将来的には医師会と連携した健康指導も視野に、健康寿命の延伸はもちろん、医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

次に、学識経験者や有識者等の助言を取り入れることにつきましては、現在、県内の大学と具体的な連携について話し合いを進めているところであります。

今後、健康情報の分析にご協力いただき、認知症などの予防医療の部分においても、相互に連携しながら本事業の深化に努めてまいります。

現在、様々なアイデアを検討しているところでありますが、健幸ポイントとリンクさせた新企画など、市民の皆様が自ら参加したいと思えるような共同事業を積極的に推進してまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 一般質問の途中であります。この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（金谷道男） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、3番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 次に、第三セクターと出資法人等の課題と将来の方向性について伺います。

大仙市には、行政効率化と市民の健康増進、福祉、観光振興等を目的として、71カ所の施設、公園等が指定管理され、2億6,500万円余りの管理料で運営されております。

また、市が出資する第三セクターでの出資割合25パーセント以上の法人は6社であり、株式会社かみおか振興公社と物産中仙株式会社が85.7パーセント、株式会社協

和振興開発公社76パーセントの3社は、高い出資率であります。

こうした第三セクターには、旧町村より引き継がれ運営されてきた経緯があり、太田生活リゾート株式会社は、本年より温泉は市直営、スキー場などのほかの施設は指定管理される現状にあります。

さて、本年6月定例会において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済支援対策として8社に前年度繰越財源より損失補填金補正765万3千円、9月定例議会では、指定管理施設等支援補助金として8社に地方創生臨時交付金より3,525万円が計上され議決されております。これはコロナ禍で温泉入浴、宿泊者等の減少、宴会の中止、道の駅、健康娯楽施設等の入場者の減少が原因とされ、市民の雇用確保の側面から、地方創生臨時交付金を有効活用すべきと考えます。

しかし、今ここにきて、病院の受け入れが切迫し、国のG o T oトラベルに代表される経済活性化対策と感染防止策が相反する難しい局面にあります。

そこで質問いたします。第1点は、入場者、宿泊者等の減少が予想される温泉施設、道の駅等の関連施設、物産販売会社よりの再度の助成対応にどのように対応し、その財源をどこに求める所存であるのか、市当局にお尋ねいたします。

第2点は、指定管理施設においてもコロナ禍の影響を受け、経営持続困難と判断した柵の湯や管理料の値上げを要望する会社が出て不思議ではない状況にあると考えます。それだけ、温泉施設等は切迫した状況にあり、経営持続に危機感を抱きながら、雇用を含めその対応に苦慮する場面にあると感じます。12月定例議会に令和3年度よりの指定管理の議案が提出されておりますが、経営側よりどのような要望・発言があったのか、参考意見も含め当局側の発言を求めます。

また、契約途中での解除等基本的対策の必要性を強く感じます。当局に検討する意があるのかお伺いいたします。

第3点は、大仙市は温泉施設が7カ所、道の駅が3カ所、物産販売会社1社が存在し、市民の健康増進と交流促進、特産品の生産販売等で喜ばれ、長年地域に親しまれてきた貴重な施設であります。しかしながら、こうした施設は以前より留保財源の取り崩し、管理料の増額、運営資金不足に伴う一般会計よりの助成等で運営されてきた過去の経緯を考えるならば、経営の抜本的改善・改革の時期にあると思慮されます。つまり、市直営、民間経営、経営移譲、つまり指定管理方式、施設の売却、譲渡の経営方式の選択と同時に温泉のみの施設、宿泊・宴会を伴う施設、廃止を検討すべき施設と、線引きを明

確にすべき時期に到来した感を強く感じております。

人口減少、財政規模縮小の将来予測から事業、施策の集約と選択は、待ったなしの状況にあります。そのためには、当然、市民の皆様との合意形成には十分な意見調整と声の集約は絶対に必要であり、慎重さが求められ、市民を交えた検討すべき委員会等の設置を望むものであります。そうした施設管理状況にどのような認識を持ち、対していく考えにあるのかお尋ねいたします。

○議長（金谷道男） 3番の項目に対する答弁を求めます。高橋経済産業部長。

○経済産業部長（高橋正人） 質問の第三セクターと出資法人の課題と方向性についてお答え申し上げます。

はじめに、温泉・道の駅の物産販売会社等への支援と助成対応につきましては、本市では、ご承知のとおり、嶽の湯と道の駅かみおかを運営する株式会社神岡ふるさと振興公社、道の駅なかせんを運営する物産中仙株式会社、四季の湯、道の駅協和及び協和スキー場などを運営する株式会社協和振興開発公社の3法人に出資をしております。

これら3法人の令和元年度決算における経常利益については、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、宴会・宿泊事業が伸び悩み、神岡ふるさと振興公社が473万円の赤字、協和振興開発公社では250万円の赤字となりましたが、物産中仙では、自社製品等の販売が好調であったことにより、372万円の黒字となっております。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大が本格化したことに伴い、6月には市が休業要請した4月24日から5月10日までの減収補填を行い、さらに9月には2月から6月までを対象に、前年同期と比較した収入減少額に対する補助金を交付しております。

現在は、第3波ともいわれる新型コロナウイルスの感染拡大が発生しておりますが、本市の温泉や道の駅においても利用者の回復が見込めないことから、追加の支援策として、今次定例会において7月から令和3年1月までを対象に、前年同期と比較した収入減少額に対する補助金に係る予算の補正をお願いしているところであります。

なお、財源につきましては、地方創生臨時交付金を充当することとしております。

次に、指定管理者側よりの要望・意見の確認につきましては、7月に嶽の湯、ユメリア、四季の湯、南外ふるさと館及び柵の湯の5施設について、令和3年4月から3年間の指定管理者を公募いたしました。

今回公募した9件・29施設の全てにおいて、新型コロナウイルス感染拡大による減

収等を考慮しない通常時の実績を基に指定管理料を算出することとし、減収に関わる支援は別途検討することとしておりました。

指定管理者選定委員会において、応募者からの提案を伺っておりますが、この考え方に対する疑義や要望は出されておられません。しかしながら、応募がなかった柵の湯については、現在の指定管理者である株式会社秋田スパ・アンド・ドライブインに理由を確認したところ、指定管理料に新型コロナウイルス感染拡大への影響に伴う減収分が盛り込まれない状況では、コロナ禍における経営の見通しが立たないため応募を見送ったと伺っております。

このほか各施設からの修繕の要望につきましては、都度協議しながら必要な対応を実施しております。

また、指定管理期間中の解除につきましては、全ての施設の指定管理者基本協定に、不可抗力発生時の対応、発生した費用等の負担、一部の業務の免除及び指定管理の取り消しに関する条項を盛り込んでおります。新型コロナウイルス感染拡大の影響は、この不可抗力に該当いたしますので、双方の協議により指定管理を解除することが可能となっております。次に、収益低下に伴う温泉施設等の改善と抜本改革の必要性につきましては、今後見直しを進めるに当たり、存続や廃止はもとより、「指定管理、直営、譲渡」など全ての選択肢の中で検討していく必要があります。市民の皆様の見解を伺うことも重要であると認識しております。来年度新設する温泉施設対策室において、専門的に見直しを行う中で必要に応じて各地域での住民説明会を開催するなどして、利用者をはじめとする市民の声を伺いながら、市民を交えた委員会の設置についても検討を進めてまいります。

以上です。

- 議長（金谷道男） 再質問ありませんか。本間輝男君。
- 9番（本間輝男） 部長にお願いですが、今、指定管理するところで温泉施設が前の契約よりも金額的に下がる場合もありました。増えてるところもありました。私、増えてるのはまず分からないわけでもないけども、対前年比より下がってる、どこと言えば悪いけども、西仙のユメリアなんか契約額下がってました。そうでねすか。いずれそこら辺で、どういう具体的にそういう要望というのは、きちっとした要望というのは、どういうものがあつたのか、生の声を聞かせてください。
- 議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。高橋経済産業部長。

○経済産業部長（高橋正人） その指定管理の額については、高い安いという要望が、要望といたしますか、話し合いは協議されることがありますけれども、最終的にはその金額を納得いただいた上で公募、応募をしていただいているという状況であります。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。本間輝男君。

○9番（本間輝男） 佐藤副市長に質問いたします。先程来、難しい第三セクター運営、温泉施設運営について質問してまいりましたが、数社の代表取締役役に就任され、経営の困難さを肌で感じ取られる副市長として、温泉施設、観光・物産会社等の経営の方向性、統廃合を含めた抜本的な改善について、どのように認識されているのか。

この問題は、秋田県内市町村においても当市同様、その対応に追われ、模索される状況にあると考えます。そして、先般仙北市でも来年度検討の報道があり注目されるところであります。

コロナ禍にあっても、地域経済の活性化は当然としても、施設管理等の運営の選択は、市財政を考慮するならば、判断と決断が求められます。幸いにも、令和3年度機構改革で経済産業部に（仮称）温泉施設対策室の設置の報告がされましたが、現状認識の重要性を考慮するならば、年度途中の早期に立ち上げを提案いたします。

いずれにしても市民との合意形成のための努力は惜しまず、その体系をどのようにお考えなのか、副市長にお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 再々質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 本間議員の再々質問にお答え申し上げます。

議員からご質問いただいたように、第三セクターの経営、大変厳しい状況でございます。その中でも主に第三セクター、市内の三つの道の駅、それから温泉施設、それからスキー場でありますけれども、道の駅はまず物販、それから自社製品の開発によりまして何とか今後も生き延びていくことができると思っておりますけれども、温泉施設に関しては源泉管理を含めると、かなり厳しい状況だということは十分に認識しているところであります。

また、その中であって、それぞれの三セクがそれぞれのお客さんを地域地域ごとに抱えている状況でありますので、将来的には三セクについても一つにまとめるということも選択肢の一つの中に私はあるのではないのかなというふうに思っているところであります。

温泉施設対策室、来年度、設置いたしますけれども、当然これには第三セクターの改善

ということも含まれているというふうに思っております。実際、合併当時に三セク改善班というのがありまして、その当時には第三セクターの改善のために市議会の皆様方に特別委員会の設置をお願いしたという経緯もございますので、そういったことも踏まえてですね、今回のこの温泉施設対策室についても、そういったことでしっかり組み立てをしてまいりたいというふうに思っております。

それで、ご質問の年度内に前倒しで設置することでございますけれども、今、ちょうど直営の温泉施設、中里温泉については、改築の準備を進めております。それから、柵の湯につきましては、来年4月から直営施設として運営をしていく予定であります。そういったことで、今、担当部署で今動いておりますので、まずは担当部署の中に温泉対策準備室を12月中に立ち上げたいというふうに考えております。そしてその中で市民の皆様、それから利用者の皆様、それから市議会の皆様のご意見を伺いながら、そして先程部長の答弁にありましたように、市民の皆様との委員会等を設置して、ご意見を伺いながら、より良い方向を見つけるべくしっかり組み立てをしてまいりたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（金谷道男） 次に、4番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 次に、市単独助成「大豆産地化推進事業」についてお伺いします。

153億円の産出額を誇る大仙市の米づくりも、消費者の米離れにコロナ禍の影響が拍車を掛け、需要の落ち込みが鮮明となり、さらに米価の下落を招く厳しい年となっております。

こうした状況下、農水省は手厚い補助体系の確立を図り、麦・大豆の転作を強力に推進し、政策の転換に動いております。

当市においても、米依存の脱却と所得向上を目指し、大豆栽培を米に次ぐ重要品目と捉え、令和2年度は1,200ヘクタールまで拡大されております。ちなみに、昨年度は大仙市管内平均で10アール当たり207キログラムの平均単収となり、県内1位を記録し、品質も1・2等の高品質割合も33パーセントと高い成果を挙げ、大仙市単独補助事業「大豆産地化推進事業費」も3,870万円の助成実績を示し、生産組織、農家に好評な市助成制度であります。

この助成は、作付面積が1ヘクタール以上の経営体であり、1・2等品質割合が50パーセント以上、単収が10アール当たり220キログラム以上の要件をクリアすると、10アール当たり1万円が助成される制度であります。

ところが、本年の大豆栽培状況は、6月から7月にかけての水害により、大仙市西部地区において被害を受け、ほかの地区においても夏の高温による異常天候により、大幅な減収と品質低下が避けられない状況にあります。JA秋田おぼこ担当者に状況を確認したところ、収量、品質の確定は1月を予定しておるようではありますが、収量で10アール当たり前年対比15パーセントから20パーセント程度の減収と、粒が小さく規格外が多く、品質が低下すると予想していると伺いました。

私たち仙北地域の生産者よりも、かなり悲観的な声が聞かれ、市単独助成「大豆産地化推進事業の助成基準要件の引き下げ緩和」を求められております。市は、令和2年度当初予算に、前年並みの3,500万円を計上しており、実態調査、検分等に慎重に対応されるのは当然としても、「生きた予算」「生産意欲持続の助成金」として継続し、複合化の主力品種、大豆の生産拡大に取り組むべきと考えます。この助成要件緩和の検討の意にあるのかお尋ねいたします。

○議長（金谷道男） 4番の項目に対する答弁を求めます。福田農林部長。

○農林部長（福田 浩） 質問の、大豆産地化推進事業についてお答え申し上げます。

大豆産地化推進事業につきましては、土地利用型作物の生産振興を図るため、多収かつ高品質な一定数量の大豆を確保することにより、農家所得の向上につなげることを目的としております。平成26年からの本事業の効果としましては、大豆作付面積は847ヘクタールから1,239ヘクタールまで伸び、令和元年度の10アール当たりの収量については全国平均を大きく上回る207キログラムであり、天候に恵まれ栽培環境が良かったこともさることながら、生産者の技術レベルは着実に向上しております。

また、優れた大豆生産者を表彰する全国豆類経営改善共励会において、平成27年度に大曲地域の「小貫集落営農組合」が大臣賞に次ぐ政策統括官賞を、令和元年度には西仙北地域の「農事組合法人 強首ファーム」が農林水産大臣賞を受賞しております。

一方、10ヘクタール以上作付けの28経営体に確認しましたところ、本年度は大雨等の天候不順により、ほ場浸水や適期の栽培管理ができなかったことから減収と品質低下は避けられず、平均収量で前年比約2割の減、うち8割以上が3等級以下であることが見込まれております。収量や等級は2月中旬に確定しますが、状況を見極めた上で要件の見直しを図り、翌年の生産につながるよう適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。本間輝男君。

○9番（本間輝男） 市長にお伺いします。この大豆産地化事業というのは市単独です。ご要望という形で大変失礼な言い方ですが、市長のこういう農業に対する意気込みというのは非常に強いものがあると思います。今、前向きにと言われましたが、市長からあえて一言お願いします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、大豆の生産につきましては、市が平成26年から奨励する形で進めてきております。水田、大規模な区画のほ場で米以外に作るとなれば、やはり土地利用型の作物で、麦では少し天候が合わないということで大豆を進めてきたところでありまして。こうした気持ちは、これからも続けてまいりたいと、奨励してまいりたいというふうに考えておりますが、ただやはり、全国の例を見ると、米の値段が安いときは大豆を一生懸命作るんだけど、米の値段が高くなると大豆をやめてしまうと。それはやはり価格補償といいますかね、収入の補償という面が大きい理由になっているというふうに思っておりますので、こうした不作といいますかね、あまり作況が良くないときは、しっかりと農家の所得を確保するというそういう考え方が、施策が必要だというふうに思っております。答弁のとおり、来年の生産につながるような手当てをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） これにて9番本間輝男君の質問を終わります。

【9番 本間輝男議員 降壇】

○議長（金谷道男） 日程第3、議案第210号から日程第25、議案第232号までの23件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第210号から議案第232号までの23件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（金谷道男） 日程第26、請願第17号を議題といたします。

本件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたします。

○議長（金谷道男） 日程第27、陳情第44号から日程第30、陳情第48号までの4件を一括して議題といたします。

本4件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（金谷道男） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、12月9日から12月15日まで7日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） ご異議なしと認めます。よって、12月9日から12月15日まで7日間、休会することに決しました。

○議長（金谷道男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる12月16日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午後 1時24分 散 会